

慶應 SFC 学会 (B) 研究成果発表 (学術雑誌論文掲載料)
成果報告書

國武悠人 (慶應義塾大学環境情報学部 4 年)

タイトル

米国判例の変化と日本への示唆 : STEM分野のアファーマティブ・アクションとDEI
アブストラクト

This article examines the implications of the U.S. Supreme Court's 2023 decision in *Students for Fair Admissions v. Harvard*, which ruled that affirmative action programs considering race in college admissions violate the Equal Protection Clause. Following the ruling, many DEI-based affirmative action initiatives in the U.S. are facing legal challenges and are being forced to change. Japanese universities have implemented women-only admissions quotas in STEM fields as part of DEI efforts, citing international trends among other justifications. However, given these developments, it is necessary to critically reconsider such policies in Japan. Focusing on Chief Justice Roberts' s majority opinion and Justice Thomas' s concurring opinion, the article explores theories and societal impacts to provide insights for re-evaluating affirmative action in Japan' s STEM education.

発表形式: 学術雑誌掲載

学会: 日本工学教育協会

掲載誌: 工学教育

出版日: 2025 年 3 月 20 日

DOI: https://doi.org/10.4307/jsee.73.2_2

研究成果の概要

1. はじめに

本研究は、2023年に下された米国最高裁判所判決 (*Students for Fair Admissions v. Harvard*) を起点として、米国におけるアファーマティブ・アクション (AA) 及び DEI (Diversity, Equity, and Inclusion) プログラムの変化とその社会的影響を分析し、その結果から日本への示唆を得るものである。特に、判決発表から2年以上が経過している現状においても、米国におけるAAの法的・社会的検証が日本において十分になされていない点に着目した。また、日本では女子枠が主に「国際的な潮流」の観点から推進されてきた経緯があるが、本研究の分析によって、米国を中心とする「国際的な潮流」は割当制 (クォータ) となる女子枠に否定的であることが明らかになった。最終的には日本の大学入試において実施されているSTEM分野の「女子枠」の推進根拠にも疑問を呈し、その再考が必要であるとの結論に至った。

2. 研究内容と方法

本研究では、以下の点に着目して分析を行った。

・米国判例の検証

米国最高裁判所の多数意見 (ロバーツ長官) とトーマス判事の意見を中心に、AAプログラムの法的正当性や、その背後にある理論、及び統計的根拠に基づく学術文献を精査。米国社会におけるDEI施策全般が、判決後の法的追及や社会的非難に直面している現状を明らかにした。

・国際比較と日本への示唆

米国におけるAAや割当制の現状を踏まえ、日本のSTEM分野における女子枠の根拠を国際的な文脈で検討。マイノリティ属性を評価要素の1つとすることは、*SFFA v. Harvard*以前の米国判例 (

Grutter v. Bollinger等)では認められていたが、割当制としての実施は以前から認められていない事実にも注目した。

3. 主要な研究成果

・判例検証の不十分さ

SFFA v. Harvard判決発表から2年以上経過しているにもかかわらず、米国国内でのAAおよびDEIプログラムの変容やその社会的影響に関する詳細な検証が不足していることを確認。これにより、判決が米国全体、ひいては企業や教育機関に及ぼす波及効果について、今後のより精緻な研究が必要であると示唆された。

・女子枠の政策的問題点

日本の大学入試におけるSTEM分野の女子枠は、「国際的なダイバーシティ推進の潮流」を背景に実施されているが、米国判例との比較から見ると、根拠として不十分であることが明らかとなった。具体的には、女子枠のような割当制は、米国や欧州においては法的に問題視されるケースが多く、単に多様性や機会均等を理由とするだけでは正当化できないとの議論が展開されていることが明らかになった。

・再考の必要性

以上の分析を踏まえ、日本におけるSTEM分野の女子枠政策は、国際的な法的・社会的潮流を鑑みると、現行の枠組みでは十分な根拠を有していないと結論付けた。国際的な潮流を踏まえるのであれば、性別のみに着目した割当制ではなく、経済的背景や家庭環境、学歴など複数の要素を総合的に評価し加点を行う入試システム(逆境指数)への移行も検討すべきである。

4. 結論

本研究は、米国判例を基にしたDEIおよびAAの変遷とその社会的影響を分析することで、日本の大学入試、特にSTEM分野における女子枠政策の根拠に重大な問題が存在することを明らかにした。判決から2年以上経過している現状においても、女子枠が「国際的な潮流」を根拠に推進されていた点は憂慮すべき点であり、日本における女子枠は、実施根拠を再考する必要がある。また、グローバルな国際基準に沿った入試システムの構築や、受験生に対する合理的な説明責任の履行が求められると考える。

謝辞

この度の慶應SFC学会からの研究助成に深く感謝申し上げます。